

○平成31年度農村振興局所管公共事業等の施行について

平成31年3月27日 30農振第3983号

農村振興局長から各地方農政局、内閣府沖縄総合事務局長あて

農村振興局所管の公共事業等の適切な施行については、かねてからお願いしているところであるが、平成31年度農村振興局所管公共事業等の施行に当たっては、下記事項に留意の上、適切に実施するとともに、早期かつ円滑な事業執行に努められたい。

なお、貴職から、国営事業(務)所に対して周知徹底するとともに、貴管下都府県に対しては、貴職から参考までに送付されたい。また、都府県に参考送付する際は、関係市町村等に対して参考送付する旨の依頼をされたい。

記

1 施行方針

(1) 平成31年度の所管事業の施行に当たっては、早期かつ円滑な事業の実施を着実に推進するとともに、予算の節減合理化等のより効果的・効率的な執行に努めること。

なお、東日本大震災の被災地域の復旧・復興事業については、速やかな復旧・復興を図るため、引き続き事業の効率的かつ適正な執行の徹底を図りつつ、積極的に事業を推進すること。

さらに、熊本地震や相次ぐ台風による豪雨で被災した地域については、農業水利施設等の復旧を着実に推進すること。

(2) 早期かつ円滑な事業の実施の観点から、入札・契約手続の実施に当たっては、適切な規模での発注、総合評価落札方式における技術審査・評価業務の効率化等により、事務の改善及び効率化に努めること。

(3) 計画、設計、施工及び管理の各段階において考え得る具体的なコスト削減方策を積み上げ、総合的なコスト構造改善に努めること。

2 入札及び契約手続の適正な執行

公共事業の入札及び契約に当たっては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）等に基づく透明性の確保等を図るための措置、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第

18号。以下「品確法」という。)等に基づく競争参加者の技術的能力の審査等の措置等に基づく競争性・透明性の向上のための入札方式の改善に加えて、入札情報の管理を徹底するとともに、ダンピング対策を徹底し適正価格による契約を推進するため、特に次の事項に留意すること。

(1) 民間技術力の活用による品質確保及びコスト縮減を図るため、工事の発注に当たっては、対象工事の特性を踏まえつつ、総合評価落札方式及び各種VE方式の積極的な活用を努めるとともに、調査及び設計業務の発注に当たっては、総合評価落札方式及びプロポーザル方式の積極的な活用を努めること。

(2) 総合評価落札方式における提出資料の簡素化等

農業農村整備等直轄工事に関する総合評価落札方式については、「工事に関する総合評価落札方式の実施に伴う事務手続について」（平成13年4月2日付け12経第2807号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「総合評価経理課長通知」という。）及び「工事に関する総合評価落札方式の実施に伴う事務手続の運用について」（平成20年3月31日付け19農振第2225号農林水産省農村振興局長通知。以下「局長通知」という。）により実施しているところであるが、次のとおり提出資料の簡素化等を実施するものとする。

また、発注事務を進める段階において入札不調が想定される工事については、指名競争入札方式による実施も検討するものとする。

ア 総合評価落札方式における提出資料の簡素化

総合評価落札方式により設定する課題数については、局長通知別紙①の標準A型及び別紙②の標準B型において、工事内容に応じて必要最小限とすること。

イ 簡易Ⅱ型の適用

次の①及び②の条件を全て満たす工事においては、局長通知別紙③の簡易Ⅱ型により入札手続を実施することで、提出資料を簡素化することができるものとする。

① 1件につき予定価格が3億円未満の工事

② 施工計画の提出を求めずに、企業・技術者の能力等の評価により、適切かつ確実に施工上の性能等が確保されることが確認できる工事

ウ 総合評価落札方式の柔軟な適用

総合評価落札方式の形式については、工事内容や現場条件等により高度技術提案型、標準A型など5タイプから選定されているところである

が、工事の難易度や工事内容に応じて柔軟に適用すること。

エ 入札手続期間の短縮

総合評価経理課長通知により標準的な日数が示されているところであるが、上記ア及びイにより提出資料の簡素化等を図った際には、関係法令を遵守することを前提として、手続に必要な期間を可能な限り当該標準的な日数よりも短縮して実施することとする。なお、簡易Ⅱ型による入札手続の短縮例を別紙に示す。

(3) 最新の単価を適用した予定価格の設定等

発注に当たっては、公共工事設計労務単価、調査設計業務等の技術者基準日額、土地改良工事積算基準等の最新の単価・歩掛を適用して予定価格を設定すること。特に、3月から適用している最新の公共工事設計労務単価及び調査設計業務等の技術者基準日額の適切な運用に努めること。

(4) 現場条件の明示の徹底及び適切な設計変更

現場条件の明示を徹底するとともに、工事着手時において、契約の内容及び工程等について、受発注者間で確認・協議を行うこと。また、設計変更を行う場合には、設計変更の内容、工程等について、同様に確認・協議し、適正に設計変更を行うこと。さらに、地域の実情等に応じた資材・労務者等の地域外からの確保に係る適切な支払を推進すること。

(5) 適切な工期の設定等による働き方改革の推進

工事の実施に当たっては、次の事項に留意し、建設現場における生産性の向上と長時間労働の是正や週休2日の確保などの建設業における働き方改革の推進に努めること。

ア 早期発注に努めるとともに、工事着手前に技術者や資機材の確保等の準備を行うための余裕期間や準備期間を見込むなど、適切な工期とすること。

イ 工期末の設定に当たって、当該年度中の完成を見込むものについては、3月末の工期とせず2月末までの工期とするなど、工期の設定の弾力化を図り、工事の施工の平準化を図ること。

ウ 比較的大規模な工事以外にも、年度をまたがる工期が必要となる工事の場合には、国債を活用するなど適切な工期を設定すること。

エ 当該年度内に完了しない工事の工期延伸等に対応するための繰越手続については、財務局等に相談・協議し、円滑な対応をとること。

オ 現場条件等に応じてプレキャスト製品の活用を検討する等、適切な工

期及び品質を確保する観点から合理的な工法を検討すること。

カ 土工事及びほ場整備工事等において、現場条件に応じてICTを活用した情報化施工を積極的に推進すること。

(6) 入札に係る競争性の確保

入札参加者が少数となることが想定される場合等においては、工事規模に相当する資格等級の上位及び下位等級を含めた参加資格とするなど、競争性の確保に十分留意すること。

(7) 適切な規模での発注

地域企業の活用に配慮しつつ、地域の実情等に応じて、発注ロットの大型化を図るなど、技術者・技能労働者の一層の効率的な活用を進めること。

なお、中小建設業者（建設業者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号に該当するものをいう。）及び中堅建設業者（資本金の額又は出資の総額が20億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が1500人以下の会社及び個人であって、中小建設業者に該当しないものをいう。）（以下「中小建設業者等」という。）の受注機会の確保を図るため、政府調達協定の対象工事を除く大規模な工事について、工事難易度が低いものについては、上位等級工事への参入の拡大を積極的に推進すること。

(8) 一括審査方式の活用

ア 総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、次に掲げる条件を全て満たす2以上の工事については、提出させる技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとするができるものとする。

ただし、2の（2）のイにより簡易Ⅱ型の適用を行った工事については、⑥に掲げる条件を満たすことを要しない。

- ① 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である工事
- ② 工事の目的及び内容が同種の工事であり、評価項目が同じ工事
- ③ 「地方農政局建設工事等契約事務取扱要領（模範例）の制定について」（平成27年10月1日付け27農振第1391号農林水産省農村振興局長通知）第3条に掲げる契約の種類及び同要領第21条に定める等級の格付が同じ工事
- ④ 施工地域が近接する工事
- ⑤ 入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札及び落札決定

のそれぞれについて同一日に行うこととしている工事

- ⑥ 工事の品質確保又は品質向上を図るために総合評価落札方式によって求められる施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事
- イ 一括審査方式の適用に当たっては、次の事項に留意するものとする。
- ① 入札公告及び入札説明書の交付は工事ごとに別々に行うこと。
 - ② 落札決定を行う工事の順番を入札公告及び入札説明書において明示すること。

(9) 概算数量発注方式等の活用

概算数量発注については、工事に関する施工条件や変更条件等を設計図書に明示することに留意し、適切な活用を図ること。

また、設計・施工一体型での工事発注においては、必要に応じ、設計照査に建設コンサルタントを活用するなど、設計の品質確保にも努めることとする。なお、建設コンサルタントを活用する場合は、資格要件を適切に設定すること。

(10) 技術提案・交渉方式の適切な運用

工事の技術的難易度が高く、施工者独自の技術提案を活用して工事仕様を定めることが有効となり得る場合においては、「農林水産省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用について」（平成28年8月18日付け28予第924号大臣官房参事官（経理）通知）により、技術提案・交渉方式の適用を検討すること。

(11) 過度なコスト負担を要する技術提案の抑制の徹底

過度なコスト負担を要する技術提案（以下「オーバースペック」という。）の抑制については、「工事に関する総合評価落札方式の実施について」（平成13年4月2日付け12経第2806号農林水産事務次官依命通知）別添第2のⅢに基づき、実施されているところであるが、ダンピング受注の防止の観点から、予定価格が9千万円以上かつ技術提案を求める工事については、オーバースペックの抑制の徹底に努めること。

(12) 主任技術者の専任に係る取扱い

工事の主任技術者の専任の取扱いについては、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」（平成26年2月7日付け25経第1111号農林水産省大臣官房経理課長通知）及び「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）」（平成30年12月6日付け30予第1517号農林

水産省大臣官房参事官（経理）通知）に基づき、建設技術者の効率的な活用に資する措置を適切に実施すること。

- (13) ダンピング受注は工事品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の悪影響が懸念されることから、その排除の徹底を図ること。

このため、「緊急公共工事品質確保対策」（平成18年12月19日付け18 経第1366号農林水産省大臣官房経理課長通知）等に基づき、施工体制確認型総合評価落札方式や著しい低入札に対する特別重点調査等の諸対策について、引き続き遺漏のない実施を図ること。

- (14) 社会保険等未加入業者の排除

「発注者と国土交通省等が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」（平成26年7月24日付け26経第511号農林水産省大臣官房経理課長通知）及び「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産事務次官依命通知）に基づき社会保険等未加入業者の排除等の対策及び法定福利費の適正な考慮について、引き続き適切に実施すること。

- (15) 「農林水産省発注者綱紀保持規程」（平成19年7月31日農林水産省訓令第22号）を遵守し、発注事務の透明性、公平性及び公正性の確保に努めるとともに、「農林水産省における入札談合防止対策の強化について」（平成19年7月31日農林水産省決定）に基づき入札談合防止に万全を期すこと。

発注に当たっては、入札談合等への関与行為は決してあってはならないことであり、それを根絶するため、「農業農村整備事業に携わる発注担当職員等の綱紀の厳正な保持について」（平成30年6月29日付け30農振第1224号農村振興局長通知）に基づき、改めて公正を旨とすることを肝に銘じ、発注者としての責任を十分自覚して、入札参加者との間の規律保持を徹底するとともに、その厳正な実施に努めること。入札参加者に対しても、入札の公正・公平を害するおそれのある行為を行わないよう厳重に注意すること。

また、不正行為に対しては厳正に対処すること。

- (16) 入札契約手続等については、関係法令等を遵守し、厳正な実施に努めるとともに、「入札契約等の一層の改善について」（平成21年3月18日付け20経第2075号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、競争性・透明性の一層の確保等を図ること。

(17) 発注者間の協力体制の強化

発注者間の協力体制については、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（平成17年8月26日閣議決定。平成26年9月30日最終改正）に基づき、公共工事の品質確保に向けて、発注者協議会等を通じて他の発注者との情報交換等を行っているところである。また、「建設工事の入札制度の合理化対策等について」（昭和58年3月16日建設省中建審発第7号）に基づき、公共工事の適正な施行のため、公共工事契約制度運用連絡協議会等を通じて連絡調整等を行っているところである。

これらを踏まえ、建設業者における計画的な技術者の配置や円滑な資機材の調達を図るため、発注見通しを統合して公表するなど、発注者間の一層の連携に努めること。

(18) 監督・検査の適切な実施

品確法等を踏まえ、公共工事の品質が確保されるよう、中間技術検査等を行うことにより、よりの確な監督や検査の実施に努めること。

3 工事の安全対策・環境対策の推進

工事の発注に当たっては、安全確保及び事故防止に万全を期するため、関係法令等の遵守、適切な設計・積算、十分な工期の設定、施工条件の明示等に努めるとともに、工事による環境負荷の低減、建設副産物の発生の抑制、再利用の促進及び適正処理の徹底に努めること。

4 木材利用の促進

現在、農林水産省においては、平成22年12月に策定した「新農林水産省木材利用推進計画」に基づき、木材利用の拡大に取り組んでいるところである。国営造成施設に係る建築構造物の新築等における木造化・木質化の100%や公共土木工事における柵工、残存型柵、標識工、視線誘導標の木製の100%が目標とされているので、この達成に努められたい。

5 中小建設業者等の受注機会の確保

事業の効率的な実施等に配慮しつつ、中小建設業者等の受注機会が確保されるよう、上位等級工事への参入の拡大、コスト縮減の要請や市場における競争が確保される範囲内で可能な限りの分離・分割発注の推進、経常建設共同企業体の適正な活用を図ること。

なお、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく今年度の「中小企業者に関する国等の契約の方針」に

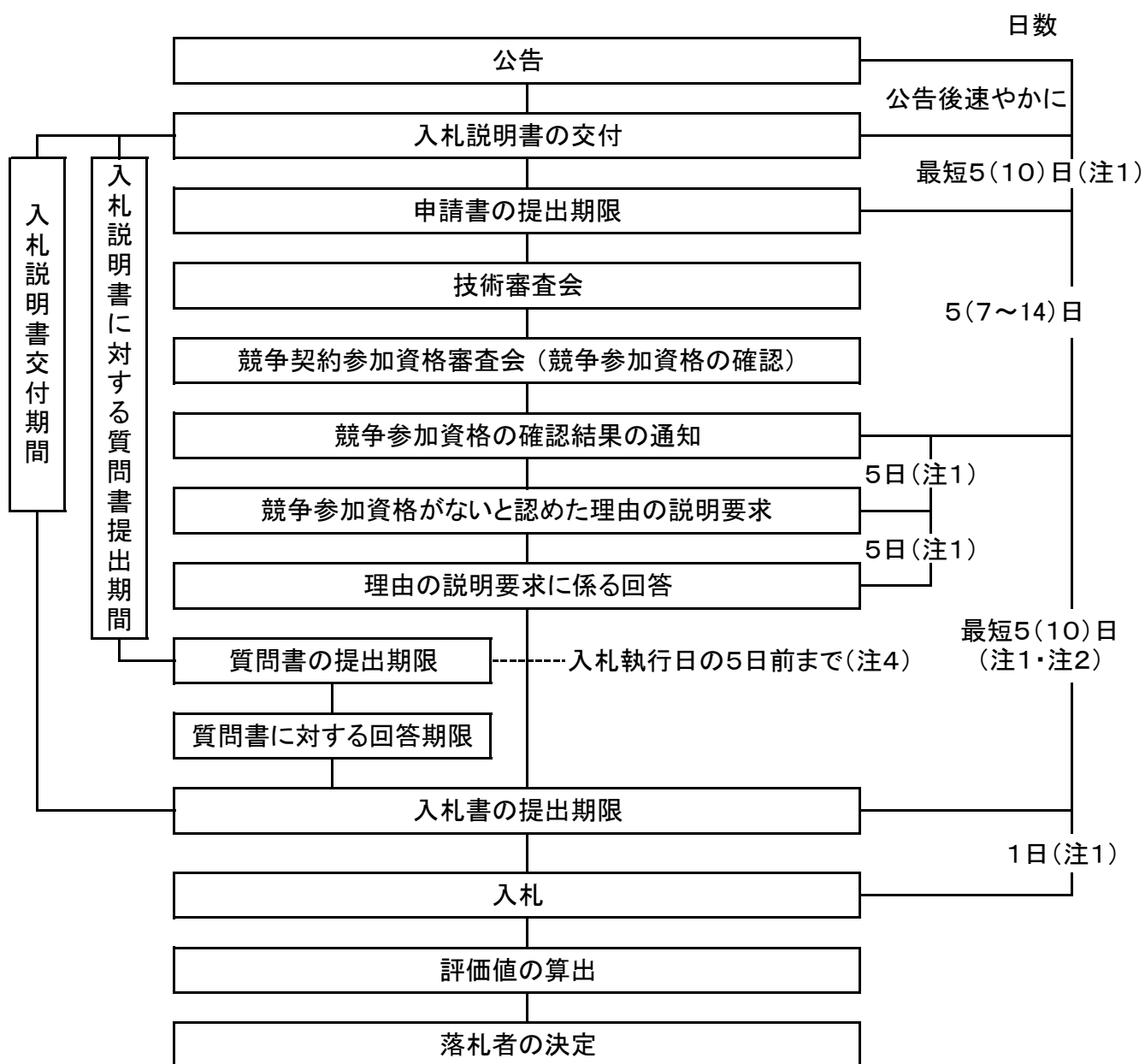
ついて、事業の実施に当たっては、新規中小企業者（創業10年未満の中小企業者）等の受注機会の増大を図るなど当該方針に示される措置の実施及び契約目標の達成に努めること。

6 地震・台風等被災地域及び積雪寒冷地域への配慮

地震・台風等被災地域に対しては、各種災害復旧事業をはじめとした農業農村整備事業等の機動的な施行に最大限努めるとともに、積雪寒冷地域の事業等についても早期実施に努めること。

また、関係地方公共団体等と連携しつつ、当該地域における農林漁業者の就労機会の確保に配慮すること。

総合評価落札方式「簡易Ⅱ型」【短縮例】
一般競争入札(政府調達に関する協定の対象外)の場合の手続



(注1) 土曜日、日曜日、祝日等を含まない。

(注2) 5日は、「競争参加資格がないと認めた理由の説明要求」がなかった場合の日数であり、当該説明要求等があった場合は、必要日数を確保して延期するものとする。

(注3) 日数の()書きは、通常の標準日数である。

(注4) 提出期限は「入札執行日の5日前まで」であり、前倒しても差し支えない。